

●香川県告示第432号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年9月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 解除に係る保安林の所在場所

三豊市詫間町大浜字灘乙439の1・乙440の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、
乙441の11

2 保安林として指定された目的 魚つき

3 解除の理由 砂防用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び三豊市建設経済部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。）